

平成21年3月  
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成21年3月2日

○出席議員 17人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	

○欠席議員 1人

18番 末 吉 定 夫 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 玉 田 忠 一 君

---

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 市長の行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

- 議案第1号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算  
議案第2号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第3号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算  
議案第4号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算  
議案第5号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算  
議案第6号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算

---

開 会

平成21年3月2日（月） 午前10時00分開会

- 議長（水野正美君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成り立ちました。これより平成21年3月勝浦市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

諸 般 の 報 告

- 議長（水野正美君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。関事務局長。

〔事務局長 関 修君登壇〕

- 事務局長（関 修君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成20年12月定例会以降の議会側の動静、さらに監査委員からの例月出納検査及び定期監査の結果報告につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと存じます。

初めに、系統市議会議長会関係について申し上げます。

去る1月27日、千葉市において千葉縣市議会議長会研修会が開催され、議長が出席いたしました。研修に先立ち、新しく議長に就任された6名の議長の紹介が行われ、その後、研修に入り、国際基督教大学教授であります八代尚宏氏を講師に「日本経済と地方自治体の課題」と題し、講演が行われました。

次に、千葉県南12市議会議長会関係について申し上げます。去る1月28日及び1月29日の2日間、静岡県沼津市において正副議長による研修会が開催され、正副議長が出席いたしました。当研修会は、沼津市議会議長から市の概要を含めた歓迎のあいさつに続いて、議会事務局長及び次長から議会運営についての説明があり、その後、議場等の施設見学が行われました。

以上で系統市議会議長会関係を終わります。

次に、常任委員会の視察調査について申し上げます。

去る1月21日、総務常任委員会が長生クリーンパーク及びエコパーク長生の事業運営についての調査のため、茂原市にあります長生郡市広域市町村圏事務組合を視察いたしました。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る2月25日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間とするということであり、日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて議案第1号から議案第6号までを上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第1号の一般会計補正予算につきましては、担当課長から補足説明を受け、質疑、討論を経て採決をお願いし、第1日目は散会する。

第2日目の3月3日は、定刻午前10時に開会し、議案第7号から議案第23号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに平成21年度の各会計予算につきましては、それぞれ担当課長から補足説明を受け、散会する。

第3日目の3月4日は、議案調査のため休会とし、第4日目の3月5日は定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は3名であります。

第5日目の3月6日から第7日目の3月8日までの3日間は休会とし、第8日目の3月9日及び第9日目の3月10日は、いずれも定刻午前10時に開会し、議案第7号から議案第23号までを逐次上程し、質疑を行い、その後、それぞれ所管の常任委員会へ付託し、散会する。

なお、議案第18号から議案第23号までの6件につきましては、当初予算でありますので、例年のとおり、議長の指名による9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。この委員の選任につきましては、各党派等の議席数割とし、各党派等からの推薦をもとに議長の指名により選任されるものと存じます。

第10日目の3月11日から第21日目の3月22日までの12日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、3月11日に総務常任委員会を、3月12日に教育民生常任委員会を、3月13日に建設経済常任委員会を、さらに3月16日から3月18日までの3日間は予算審査特別委員会を、いずれも午前10時から開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の3月23日は、午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案を上程し、予算審査特別委員長並びに各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

続いて、諮問第1号として人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提出が予定されておりますので、それを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て採決をお願いする。以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

## 市長の行政報告

○議長（水野正美君） 日程第2、市長の行政報告であります。

市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 本日、平成21年3月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、行川小学校の閉校について申し上げます。行川小学校は、明治19年の創立で123年の歴史と伝統のある学校であります。今般、保護者並びに学区の方々のご理解、ご協力をいただき、本年3月31日をもって閉校し、興津小学校と統合することになりましたので、ご報告いたします。

なお、閉校に当たりましては、地元関係各位、学校関係者、在校生保護者等、関係者の出席を仰ぎ、去る2月21日に閉校記念式典が挙行されましたことを申し添えます。

次に、平成19年5月28日に松部1697番地、久我廣之を原告とする損害賠償請求の訴状が提出された事件について申し上げます。

平成21年2月6日に千葉地方裁判所一宮支部裁判官より、1、原告の請求を棄却する。2、訴訟費用は原告の負担とする。旨の判決が言い渡されました。

次に、「開運なんでも鑑定団」の収録について申し上げます。去る2月21日にテレビ東京で毎週火曜日に全国放送されている「開運なんでも鑑定団」の中の「出張なんでも鑑定団」の収録を国際武道大学1号館大教室を会場として収録が行われました。この収録は、勝浦市制施行50周年記念事業の一環として行われ、市で募集した91名、198名の応募の中から、テレビ局が選考した6名の方のお宝が鑑定されました。観覧者は、観覧希望者622名の中から抽選により当選した420名の方が来場され、盛況のうちに終了いたしました。

なお、テレビの放送は今年17日の予定であります。

以上で行政報告を終わります。

---

## 会期の決定

○議長（水野正美君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決しました。

---

## 会議録署名議員の指名

○議長（水野正美君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、忍足邦昭議員及び刈込欣一議員を指名いたします。

---

### 議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。玉田係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。

議案第1号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、議案第2号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第4号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第5号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第6号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第1号から議案第6号までの提案理由について説明を申し上げます。

初めに、議案第1号について申し上げます。本案は、平成20年度勝浦市一般会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に1億7,843万9,000円を追加し、予算総額を73億503万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち議会費におきましては、119万5,000円を減額し、総務費におきましては、財政調整基金積立金を主に1億5,192万4,000円を追加し、民生費におきましては、後期高齢者医療費を主に3,683万7,000円を追加し、衛生費におきましては、老人保健費を主に1万3,000円を追加し、農林水産業費におきましては、漁港整備事業費を主に196万4,000円を追加し、商工費におきましては、観光費105万5,000円を減額し、土木費におきましては、住宅建設費を主に285万6,000円を減額し、消防費におきましては、非常備消防費に50万円を追加し、教育費におきましては、図書館費を主に78万円を追加し、災害復旧費におきましては、道路橋梁等災害復旧費847万3,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に市税1億2,534万4,000円、自動車取得税交付金500万円、地方特例交付金145万1,000円、地方交付税1億1,884万3,000円、国庫支出金993万8,000円、県支出金1,849万4,000円、財産収入223万2,000円、寄附金102万2,000円、繰越金1,010万7,000円、諸収入1,342万9,000円を追加計上し、利子割交付金100万円、配当割交付金600万円、株式等譲渡所得割交付金100万円、分担金及び負担金467万7,000円、繰入金1億324万4,000円、市債1,150万円を減額しようとするものであります。

地方債におきましては、自然環境整備事業債ほか4件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第2号について申し上げます。本案は、平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正並びに直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

事業勘定の歳入歳出予算におきましては、既定予算から133万2,000円を減額し、予算総額を26億8,537万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち保健事業費におきましては377万4,000円を減額し、諸支出金におきましては244万2,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で国庫支出金172万3,000円を追加計上し、県支出金40万1,000円、繰入金265万4,000円を減額しようとするものであります。

直営診療施設勘定の歳入歳出予算におきましては、既定予算から787万円を減額し、予算総額を1億3,556万2,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、総務費100万円、医業費107万円、施設整備費580万円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で繰入金1,186万4,000円、繰越金16万9,000円を追加計上し、診療収入1,139万7,000円、使用料及び手数料20万6,000円、市債830万円を減額しようとするものであります。

地方債におきましては、施設整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第3号について申し上げます。本案は、平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算から1,143万8,000円を減額し、予算総額を2億8,037万1,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、医療諸費1,143万8,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で繰入金623万2,000円、諸収入98万4,000円を追加計上し、支払基金交付金970万9,000円、国庫支出金715万6,000円、県支出金178万9,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第4号について申し上げます。本案は、平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の設定であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算から1,996万6,000円を減額し、予算総額を2億2,032万3,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、総務費191万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1,805万円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で国庫支出金320万円、繰入金2,214万2,000円を追加計上し、後期高齢者医療保険料4,067万2,000円、諸収入463万6,000円を減額しようとするものであります。

繰越明許費におきましては、後期高齢者医療特別対策システム改修業務について、年度内にその支出を終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、議案第5号について申し上げます。本案は、平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算であります。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算におきましては、

既定予算から945万3,000円を減額し、予算総額を15億4,297万6,000円にしようとするものであります。

歳出予算におきましては、総務費129万6,000円、保険給付費496万8,000円、地域支援事業費318万9,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で介護保険料51万9,000円、国庫支出金193万7,000円、県支出金114万8,000円、支払基金交付金263万7,000円、繰入金321万2,000円を減額しようとするものであります。

次に、議案第6号について申し上げます。本案は、平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算であります。今回の補正予算は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、継続費並びに企業債の補正であります。

収益的収入で21万2,000円、収益的支出で872万5,000円を減額し、資本的収入で750万5,000円を追加し、資本的支出で1,415万1,000円を減額しようとするものであります。

この内訳は、収益的収入では、他会計補助金で21万2,000円を減額、収益的支出では支払利息で961万9,000円を減額し、過年度損益修正損で89万4,000円を追加、資本的収入では、企業債で400万円、他会計出資金で4万8,000円、国庫補助金で121万5,000円をそれぞれ減額し、開発負担金1,276万8,000円を追加、資本的支出では工事費で1,575万円、開発費で204万6,000円をそれぞれ減額し、企業債償還金で364万5,000円を追加しようとするものであります。

継続費におきましては、勝浦市水道事業基本計画作成事業の総額及び年割額を変更しようとするものであります。

企業債におきましては、老朽管更新事業債の限度額を変更しようとするものであります。

以上で議案第1号から議案第6号までの提案理由の説明を終わります。

---

○議長（水野正美君） この際、担当課長から補足説明を求めます。関財政課長。

〔財政課長 関 重夫君登壇〕

○財政課長（関 重夫君） 命によりまして、議案第1号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算（第8号）の補足説明を申し上げます。説明は事項別明細書により歳出から行います。

恐れ入りますが、42ページをお開き願います。議会費であります。議会費で119万5,000円の減額であります。委託料38万4,000円の減額は、会議録反訳委託料で、会議時間数の減に伴うものであります。

続きまして、44ページをお開きください。総務費であります。総務管理費のうち一般管理費で108万9,000円の減額であります。

報償費9万6,000円の減額につきましては、男女共同参画事業の地域セミナーを県との共催事業として行ったことによる講師謝礼の減額であります。

役務費99万3,000円の減額につきましては、郵政民営化に伴い、公金の郵便振替手数料が平成20年4月1日から無料となったことによる減額であります。

財産管理費に1億5,939万6,000円を計上いたしました。

積立金1億5,778万6,000円のうち財政調整基金積立金1億5,676万4,000円につきましては、平成

20年度の実質収支等を考慮し、積み立てようとするものであります。ふるさと応援基金積立金102万2,000円につきましては、平成20年11月20日から12月末までに寄附のあった7件分の積み立てであります。

次に、情報管理費で240万円の減額であります。委託料220万円のうち住民情報システム修正業務委託料160万円の計上につきましては、国民健康保険における70歳から75歳未満の前期高齢者に係る自己負担額2割への引き上げ凍結期間が平成22年3月まで延長されましたので、これに伴うシステム改修費であります。財務会計システム修正業務委託料60万円につきましては、帳票出力項目追加に伴うシステムの一部改修であります。

使用料及び賃借料360万円の減額につきましては、パソコン借上料の入札による減及び総合行政ネットワークシステム関係機器の再リースによる減が主な理由であります。

次に、諸費で61万2,000円の減額であります。報酬3万4,000円の計上につきましては、市政協力員報酬で、平成20年4月1日から新たに星山区が設立されたことを主とする追加計上であります。

負担金補助及び交付金29万4,000円の減額につきましては、いすみ鉄道基盤維持費補助金で、補助金算出の基礎となりますいすみ鉄道の平成19年度決算額確定に伴うものであります。

次に、徴税費のうち税務総務費で126万5,000円の減額であります。委託料96万円の減額につきましては、住民税年金特徴ASP導入委託料で、契約額確定による減額であります。

続きまして、賦課徴収費につきましては、県税徴収交付金減額に伴う財源の組み替えであります。

次に、戸籍住民基本台帳費につきましては、県委議事務交付金に係る財源の組み替えであります。

46ページをお開きください。統計調査費のうち統計調査総務費で160万円の減額であります。需用費160万円の減額につきましては印刷製本費で、市勢要覧の作成を次期総合計画作成の年度に合わせて作成することに変更したための減額であります。

次に、各種統計調査費50万6,000円の減額につきましては、工業統計調査ほか3種類の調査確定に伴う精算であります。

48ページをお開きください。民生費であります。社会福祉費のうち社会福祉総務費に19万5,000円を計上いたしました。

償還金利子及び割引料12万6,000円につきましては、行路病人及び行路死亡人県負担金返還金で、行路死亡人の身元判明に伴う過年度分県負担金の返還であります。

障害者福祉費で40万6,000円の減額であります。償還金利子及び割引料166万4,000円につきましては、いずれも平成19年度事業の精算に伴う国庫負担金等の返還金であります。

次に、老人福祉費で606万円の減額であります。委託料76万3,000円のうち介護保険事業計画等策定業務委託料84万円の減額につきましては、契約額確定による減額であります。その下の介護保険システム修正業務委託料69万3,000円につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修の計上であります。

扶助費303万円減額のうち、老人保護措置費300万円の減額につきましては、養護老人ホーム入所者の減に伴うものであります。

続きまして、国民健康保険費に1,618万円を計上いたしました。繰出金1,618万円につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定及び直営診療施設勘定への繰出金であります。

50ページをお開きください。後期高齢者医療費に2,214万2,000円を計上いたしました。後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

続きまして、指定居宅介護支援事業費につきましては、居宅介護サービス計画費収入の増に伴う財源の組み替えであります。

続きまして、指定介護予防支援事業費で49万8,000円の減額であります。委託料49万8,000円の減額につきましては、介護予防マネジメント業務委託料で、決算見込みを勘案し、減額するものであります。

続きまして、定額給付金給付事業費に714万1,000円を計上いたしました。この計上につきましては、国の第2次補正予算で措置された定額給付金につきましては、給付金の財源に関連する法案が本国会に提出されておりますが、法案成立後、速やかに給付手続をしたいと考えますので、給付に必要な準備経費としてシステム導入費用等の事務費を計上したものであります。なお、給付金に係る経費につきましては、新たに補正予算を編成し、今議会最終日に上程する予定であります。

続きまして、児童福祉費のうち児童福祉総務費につきましては、放課後児童健全育成事業費県補助金の交付基準拡大に伴う財源の組み替えであります。

次に、児童措置費164万円の減額につきましては、いずれも決算見込みを考慮した減額であります。

次に、母子福祉費で243万8,000円の減額であります。

52ページをお開きください。償還金利子及び割引料107万9,000円につきましては、児童扶養手当給付費国庫負担金返還金でありまして、平成19年度事業の精算に伴う返還金であります。

次に、保育所費に205万3,000円を計上いたしました。委託料187万9,000円につきましては保育所管外委託料で、当初対象者6名を見込んでおりましたが、2名増員し8名となったことによる追加計上であります。

次に、児童館費5万8,000円の計上につきましては、電気料の追加計上であります。

次に、子育て応援特別手当支給事業費に11万円を計上いたしました。子育て応援特別手当につきましても、定額給付金と同様に国の第2次補正予算で措置されたもので、小学校就学前3年間の第2子以降の子供に一律3万6,000円を支給しようとする事業であります。この手当の支給につきましても定額給付金と同様に、法案成立後、速やかに支給したいと考えておりますので、準備に必要な時間外勤務手当を計上したものであります。

次に、54ページをお開きください。衛生費であります。保健衛生費のうち保健衛生総務費で148万円の減額であります。委託料148万円の減額につきましては妊婦乳児健康診断業務委託料で、本年度から公費負担健診回数を2回から5回に拡充いたしましたが、当初見込んだ対象人員まで達しない見込みのため、減額するものであります。

次に、予防費で466万1,000円の減額であります。委託料441万4,000円減額のうち予防接種業務委託料210万3,000円の減額につきましては、三種混合ワクチン接種対象者の減が主なものであります。

次に、環境衛生費で129万8,000円の減額であります。工事請負費31万4,000円の減額につきましては、廃棄物不法投棄防止金網フェンス設置工事費でありまして、入札による執行残であります。

次に、負担金補助及び交付金98万4,000円の減額につきましては、勝浦市合併処理浄化槽設置事業補助金で、当初49基を見込みましたが、交付見込みが32基と見込まれますので、減額しようとするものであります。

次に、老人保健費623万2,000円の計上につきましては、老人保健特別会計への繰出金であります。

次に、清掃費のうちし尿処理費に148万円を計上いたしました。需用費148万円のうち光熱水費110

万円につきましては、電気料の値上げに伴う追加計上であります。

次に、上水道費で26万円の減額であります。負担金補助及び交付金、並びに投資及び出資金、いずれも水道企業債の繰上償還に伴う減額であります。

56ページをお開きください。農林水産業費であります。農業費のうち農業振興費で157万2,000円の減額であります。報償費99万5,000円のうち有害鳥獣捕獲事業報償費140万円の計上につきましては、鹿及び小型獣の捕獲頭数の増加に伴う追加計上であります。

委託料200万円の減額につきましては有害鳥獣捕獲業務委託料で、これまで春、秋、冬にそれぞれ8日間ずつ実施しておりました一斉捕獲を見直しまして、有害鳥獣が出没した地域を中心に、少人数で追い払うパトロール方式に切りかえたので、これによりハンター出動日数の減少による委託料の減額であります。

次に、農地費に75万8,000円の計上であります。工事請負費27万9,000円の減額につきましては、農道舗装工事費で総野東部4号線ほか2路線の入札による減額であります。

負担金補助及び交付金103万7,000円の計上につきましては、勝浦市土地改良区補助金でありまして、勝浦ダムの渇水期に大森地先にあります古新田川に設置してある揚水ポンプでダムに水を補給いたしますが、川をせきとめるゲートが故障しポンプアップできない状態のため、この修繕費用を補助するものであります。

続きまして、水産業費のうち水産業振興費で65万1,000円の減額であります。負担金補助及び交付金65万1,000円の減額につきましては、漁業共済事業補助金で事業費確定に伴う減額であります。

次に、漁港管理費で20万7,000円の減額であります。委託料20万7,000円の減額につきましては、勝浦東部漁港（川津地区）港内水質改善対策調査業務委託料で、調査項目見直しによる減額であります。

次に、漁港整備事業費に363万6,000円を計上いたしました。負担金補助及び交付金363万6,000円のうち、広域漁港（勝浦漁港）整備事業負担金299万円につきましては、臨港道路補修事業費の地元負担10%分であります。次に、勝浦漁港維持改良事業負担金64万6,000円につきましては、護岸工事費の地元負担50%分の計上であります。

58ページをお開きください。商工費であります。商工総務費及び商工業振興費につきましては、県委譲事務交付金に係る財源の組み替えであります。

次に、観光費で105万5,000円の減額であります。委託料97万2,000円の減額につきましては、海水浴場開設業務等委託料で精算に伴う減額であります。

次に、60ページをお開きください。土木費であります。土木管理費のうち土木総務費で43万1,000円の減額であります。備品購入費43万1,000円につきましては自動車購入費で、軽貨物自動車の見積り合わせによる減額であります。

道路橋りょう費のうち道路橋りょう総務費で49万8,000円の減額であります。委託料49万8,000円の減額につきましては道路用地登記測量図作成業務委託料で、部原地先の測ノ上カケ下線で入札執行による残金の減額であります。

次に、道路維持費で125万1,000円の減額であります。委託料及び工事請負費ともに入札等による減額であります。

次に、道路新設改良費に298万8,000円を計上いたしました。負担金補助及び交付金597万2,000円のうち県単排水整備事業負担金125万9,000円につきましては、旧国道128号線の塩田病院前ほか2

カ所の事業費の5分の1であります。次に、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業負担金391万3,000円につきましては、川津北ほか3カ所の事業費の20%分の計上であります。次に、県単道路改良事業負担金80万円につきましては、県道天津小湊夷隅線の上植野地先の測量事業費の6分の1の計上であります。

続きまして、橋りょう維持費30万円の減額につきましては、橋りょう維持工事費で入札による執行残の減額であります。

次に、河川費のうち河川改良費で53万2,000円の減額であります。委託料53万2,000円の減額につきましては、沢倉地先の川端川の河川基本調査検討業務委託料で、入札による執行残であります。

62ページをお開きください。都市計画費のうち都市計画総務費に15万4,000円を計上いたしました。修繕料で勝浦駅南口駅前広場の街灯1基の修繕料であります。

次に、住宅費のうち住宅管理費で30万7,000円の減額であります。工事請負費30万7,000円の減額につきましては、浜勝浦港団地の屋上改修工事費で入札による執行残の減額であります。

次に、住宅建設費で267万9,000円の減額であります。これにつきましては、旭ヶ丘団地1戸分の建てかえに係る経費の入札等による減額であります。

64ページをお開きください。消防費であります。非常備消防費に50万円を計上いたしました。工事請負費50万円につきましては車両改造工事費で、財団法人日本消防協会から軽ワゴン消防車1台の寄贈がありましたので、これを第5分団第2班、これは上野班になりますが、ここに配備するために小型ポンプが積載できるよう改造する経費の計上であります。

66ページをお開きください。教育費であります。教育総務費のうち事務局費につきましては、自動車損害賠償共済災害共済金の受け入れに伴う財源の組み替えであります。

次に、小学校費のうち学校管理費で35万円の減額であります。報償費34万8,000円の減額につきましては子どもと親の相談員報償費で、県の委託事業終了に伴う減額であります。

次に、中学校費のうち勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修事業費につきましては、財源の組み替えであります。この理由につきましては、国の第1次補正予算で措置されました地域活性化緊急安心実現総合対策交付金の対象事業といたしまして、勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修設計業務委託を修正した結果、採択されましたので、財源の組み替えを行おうとするものであります。なお、これに係る交付金につきましては、後ほど歳入の方で説明をさせていただきます。

次に、幼稚園費に6万3,000円の計上ありますが、これは電気料の追加計上であります。

次に、社会教育費のうち図書館費に286万7,000円を計上いたしました。

68ページをお開きください。工事請負費250万円の計上につきましては駐車場コンクリートブロック塀設置工事費で、図書館西側駐車場を囲んでおりますコンクリート塀が傾きまして、一部が落下したため、これを改修しようとするものであります。

次に、保健体育費のうち体育施設費につきましては、市営グラウンド用地災害防除工事に係る財源の組み替えであります。

次に、学校給食費で180万円の減額であります。需用費180万円の減額につきましては賄材料費で、学校行事に伴う給食回数減に伴う減額であります。

次に、70ページをお開きください。災害復旧費であります。公共土木施設災害復旧費のうち道路橋りょう等災害復旧費で847万3,000円の減額であります。工事請負費で、いずれも入札による執行残の減額であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。28ページをお開きください。市税であります。市民税のうち個人で196万4,000円の減額であります。このうち滞納繰越分420万9,000円の減額につきましては、徴収率の見直しによる減額であります。法人に221万8,000円を計上いたしました。現年課税分で決算見込みを勘案し、計上いたしました。

次に、固定資産税で1,054万4,000円の減額であります。滞納繰越分で徴収率の見直しによる減であります。

市たばこ税で288万5,000円の減額であります。現年課税分で、健康志向の広がりによる売り上げ本数の減によるものであります。

次に、特別土地保有税に1億3,725万円を計上いたしました。現年課税分で法人1社の徴収猶予取り消しに伴う賦課決定に伴う計上であります。

次に、入湯税に126万9,000円を計上いたしました。当初見込みよりも入湯客数の増加に伴う追加計上であります。

30ページをお開きください。このページの利子割交付金から一番下の地方特例交付金までの減額及び追加計上につきましては、いずれも国及び県の決算見込み情報を勘案いたしました計上であります。

32ページをお開きください。地方特例交付金であります。特別交付金9万8,000円の計上につきましては、交付額確定に伴う計上であります。

続きまして、地方交付税に1億1,884万8,000円を計上いたしました。普通交付税であります。

次に、分担金及び負担金であります。分担金のうち農林水産業費分担金に213万9,000円を計上いたしました。水産業費分担金218万1,000円につきましては、県営水産基盤整備事業費分担金で、勝浦漁港維持改良事業費等の地元負担60%分の計上であります。

次に、負担金のうち民生費負担金で558万5,000円の減額であります。

社会福祉費負担金35万6,000円の減額のうち介護サービス事業費負担金61万3,000円の減額につきましては、特別養護老人ホーム総野園の短期入所及びデイサービス利用者の減によるものであります。

次に、児童福祉費522万9,000円減額のうち、保育所負担金516万5,000円の減額につきましては、中途退所者及び減免対象者の増による減額であります。

次に、教育費負担金で123万1,000円の減額であります。学校給食費負担金123万1,000円の減額につきましては、小・中学校いずれも学校行事に伴う給食日数の減に伴うものであります。

34ページをお開きください。国庫支出金であります。国庫負担金のうち民生費国庫負担金で256万1,000円の減額であります。いずれも決算見込みを勘案した計上であります。

次に、災害復旧費国庫負担金で565万3,000円の減額であり、公共土木施設災害復旧費負担金で事業費の3分の2であります。

国庫補助金のうち民生費国庫補助金に589万2,000円を計上いたしました。社会福祉費補助金578万2,000円のうち定額給付金給付事務費補助金714万1,000円につきましては、補助率10分の10であります。

その下の児童福祉費補助金11万円の計上につきましては、子育て応援特別手当事務取扱交付金で、これも補助率10分の10であります。

次に、衛生費国庫補助金で38万1,000円の減額であります。これにつきましては循環型社会形成推進交付金で、合併処理浄化槽設置件数の減に伴う減額であります。

次に、教育費国庫補助金に1,264万1,000円を計上いたしました。中学校費補助金1,264万1,000円につきましては、先ほど歳出でも説明申し上げましたけども、国の第1次補正予算で措置されました地域活性化緊急安心実現総合対策交付金で勝浦中学校校舎耐震補強及び大規模改修設計業務委託料の財源として充当したものであります。

次に、県支出金であります。県負担金のうち民生費県負担金及びその下の県委議事務交付金、これにつきましては、いずれも決算見込みを勘案し、計上したものであります。

36ページをお開きください。県補助金のうち民生費県補助金で62万1,000円の減額であります。

児童福祉費補助金25万8,000円のうち児童環境づくり基盤整備事業費補助金56万9,000円の減額につきましては、児童館で実施しております集いの広場に係る事業費の3分の2の補助を見込んでおりましたが、県の補助基準が子育て相談員を2名以上配置する事業に改正されましたので、本市では1名しか配置しておりませんので、補助対象外となったことから減額をしようとするものであります。

次に、衛生費県補助金で66万1,000円の減額であります。生活排水対策浄化槽推進事業補助金30万1,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽設置件数の減に伴う減額であります。

次に、農林水産業費県補助金に41万9,000円を計上いたしました。農業費補助金41万9,000円のうち野生猿鹿保護管理事業補助金64万円につきましては、鹿の捕獲頭数増に伴う計上であります。

次に、委託金のうち総務費委託金で150万6,000円の減額であります。このうち徴税費委託金100万円の減額につきましては、県税徴収交付金で納税義務者数の減に伴うものも一つの理由であります。

次に、統計調査費委託金50万6,000円の減額につきましては、いずれも精算に伴う減額であります。

教育費委託金で35万円の減額であります。小学校委託金35万円の減額につきましては、子どもと親の相談員活用調査研究事業委託金で、委託事業終了に伴う減額であります。

次に、財産収入であります。財産運用収入のうち財産貸付収入32万5,000円の計上につきましては普通財産貸付料で、勝浦駅北口駐車場利用者の増加を主とする追加計上であります。

38ページをお開きください。不動産売払収入に190万7,000円を計上いたしました。土地売払収入で松部字鳥越地先ほか1カ所の法定外公共物用途廃止に伴う売却収入であります。

次に、寄附金であります。ふるさと応援寄附金に102万2,000円を計上いたしました。平成20年11月20日から12月末までに寄附のあった7件分の追加計上であります。

次に、繰入金であります。基金繰入金のうち財政調整基金繰入金9,967万3,000円の減額、並びにその下の減債基金繰入金355万6,000円の減額につきましては、それぞれ当初予算編成時に財源調整として繰り入れを予定しておりましたが、地方交付税等が当初見込みよりも多く入ってきましたので、財源の確保ができたために減額するものであります。

次に、福祉基金繰入金で1万5,000円の減額であります。このうち小高御代福祉基金繰入金10万円の追加計上につきましては、小高御代福祉手当の対象者の増加に伴う追加計上であります。君塚和福祉基金繰入金11万5,000円の減額につきましては、事業費の減に伴う減額であります。

次に、繰越金に1,010万7,000円を計上いたしました。前年度純繰越金で、今回の計上で平成19年

度純繰越金はすべて計上いたしました。

次に、諸収入であります。延滞金、加算金及び過料のうち延滞金に1,499万9,000円を計上いたしました。税延滞金で特別土地保有税賦課決定に伴う延滞金の計上であります。

次に、40ページをお開きください。雑入のうち介護給付費収入で506万1,000円の減額であります。いずれも決算見込みを考慮した計上であります。

次に、介護予防給付費収入で428万7,000円の減額であります。これにつきましては、介護予防サービス計画費収入で、当初見込みよりも要介護から要支援への移行率が低かったことによる減額であります。

雑入に778万円を計上いたしました。主なものを申し上げますと、サマージャンボ宝くじに係る交付金675万3,000円、市のホームページ及び「広報かつうら」への有料広告掲載に伴う収入で81万8,000円等の計上であります。

次に、市債であります。商工債から災害復旧債まで、いずれの減額も入札等による事業費確定に伴う減額であります。

以上をもちまして一般会計補正予算（第8号）の補足説明を終わります。なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（水野正美君） これをもちまして市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入るのですが、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。岩瀬洋男議員。

○4番（岩瀬洋男君） それでは、第1号議案の一般会計ですけど、1点だけ質問させていただきたいと思えます。35ページの中段になりますけども、国庫支出金の中の定額給付金給付事務費補助金関係と、その下の児童福祉費補助金、子育て応援特別手当事務取扱交付金に関してでございます。これは先ほど説明ありましたように、国からの補助率が10分の10ということでございますし、また定額給付金に関しましては50ページから51ページにかけての社会福祉費、子育て応援特別手当は52ページの児童福祉費で、歳出も明記されておりますので、これらは勝浦市民の皆さんが今後、給付金を受け取るための準備事務費ということでございますので、これらについて特別異存があるわけではございませんが、ただ、給付金に関しましては最終日に追加議案というご説明もありましたけども、大分準備も進んでいると思われまますので、その内容につきまして関連して幾つか質問させていただきたいと思っております。

1つ目は、定額給付金の総額に関しまして、勝浦市はおよそ3億数千万円というような話で、いろいろな数字が耳に入ってくるんですけども、実際のところ、幾らぐらいになるのか、まず教えていただきたい。

2つ目は、先ほど財政課長のお話にありましたが、一緒に子育て応援特別手当が支給されるというようなことですが、そういうことで間違いはないのかということですね。その場合、いろいろ

細かい条件があるようです。平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第2子以降の児童に、先ほど言った3万6,000円が支給されるというようなことですが、これもできましたら、その人数を教えてください。掛ける3万6,000円で総額が出るわけですが、総額がもし出れば、一緒に教えていただければと思います。

3つ目、現時点でわかる範囲で結構なんですけれども、支給方法として、一般的に言われるところの郵送申請方式を基本とした口座振込方式を中心に考えておられるのか、あるいは別な方法を今考えておられるのか。

想定される給付開始日だと思いますけれども、最終日の議案等の関係もありますが、大体いつごろになると想定されるのかということをお聞きします。

4つ目になりますけれども、この施策の目的は、大きく分けて2つあるわけです。1つが、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援ということでございます。もう一つが、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することとあります。現時点で後者の地域の経済対策のために何か具体的な策を考えておられるのか、お伺いいたします。以上でございます。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、給付金関連で幾らかということですが、今現在、私のほうでとらえている数字におきましては、これは事務費も含めてでございますけれども、約3億5,000万円程度と考えております。

次に、支給の方法ということでございますけれども、議員ご指摘のございましたように、基本的には郵送申請方式、また口座振替の方式を基本として現時点におきましては考えております。

給付開始日につきましては、当然に今後の議会に対します予算関係、また国におきます関連法案の状況にもよりますけれども、最終日に議案のほうを提出して、もしご了承いただけるという形になりますならば、4月の後半ぐらいからは順次支給していけるのではないかと考えております。

地域経済に対します対策ということでございますが、給付班のほうにおきましては、今のところ具体的な対策はございません。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） それでは、お答え申し上げます。基本的には、子育て応援特別手当につきましては、定額給付金と同様に取り扱ってまいりたいと考えております。なお、対象人員とその総額ということでございますが、現在まだ精査した段階ではございませんが、200名弱程度、金額にして700万円強ではないかというふうに考えております。

支払い方法について、あるいは給付日については、先ほども申し上げましたように、定額給付金と同様に取り扱ってまいりたいと考えております。

それと子育て応援手当についての経済対策ということでございますが、現在のところ、そういう視点では私どもはとらえずに、給付ということで行いたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬洋男君。

○4番（岩瀬洋男君） 金額はわかりました。ありがとうございます。これは定額給付金に関してですけれども、口座振込では銀行にお金が入るだけで、地域の経済対策といっても、その効果は余り期待できないといったようなことで、即効性を求めて現金で給付するところや、商品券での給付等の

施策を考えている市町村もあると聞いております。いろんな事情はあると思いますけども、勝浦市内で使っていただけるよう、そういった何かの工夫が必要かなというふうに思うんですけども、プレミアム商品券まで求めるわけではございませんが、現金とか商品券の給付を考えてみる必要もあるのかなと思うんですけども、その辺のご見解はいかがかなということでお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 確かに議員ご指摘のように、新聞報道によりまして、現金交付を原則として、先ほど言いました地域活性化に資するような方策を考えているところもあるようでございますけれども、本市におきましては使い道はあくまでも個人の自由という形になりますので、本人の意向にもよりまして、口座振替を基本として事務を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） 私も定額給付金と子育て応援特別手当についてご質問いたします。これは一般質問でも通告で出してあるんですが、その中で伺いたいんですが、子育て応援特別手当についてはどういう周知をするのか、第2子からでありますから。定額給付金についてはテレビ等でかなりの方が周知しております。これはやっておりますから大体の方はわかっておりますが、この子育て応援特別手当に対しての周知の方法というのを具体的にどういうふうに考えているのか、これをお聞かせいただきたいなと思います。

それと、先ほど定額給付金で質疑がありましたけども、お金を渡す方法、当然、口座振替になるかと思いますが、もし口座を持ってない方には一体どうするのか。

もう一つ、これは大事なことなのですが、勝浦に住民票は置いていながらも、諸事情によりこちらにいない。そういう方にはどういう給付をするのか、どういう周知をするのか、具体的にもう既に検討はなされていると思うんですが、その点についても答弁いただければと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 子育て応援特別手当の周知ということでございますが、この方法につきましては、確かに議員おっしゃるように定額給付金というのがマスコミ報道で非常に大きく取り上げられておまして、子育て応援というのが比較的に見えないという実態はあろうかと思いますが、基本的に同じような趣旨でもって子育て支援を行うということでございます。

この周知につきましては、市としましては、市民周知の方法としては広報紙、市のホームページということがございますが、もう一点は、この該当者、先ほど200名弱とお話ししましたが、ある意味では特定される、2月1日現在の一定年齢のお子さんたちの保護者といいますか、世帯主に交付しますけども、ほぼ特定される数字であろうということで、全般的な制度周知の問題と、個々に漏れなく周知する手法、この2つを兼ね備えたやり方をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、2点ほどご質問がありましたので、お答えいたします。

まず、口座のない方なんですけれども、この方につきましては、現金交付というような、もしくは窓口払いというような形で対応せざるを得ないと考えております。

次に、住民票があるけどもいない方という方は、基本的には1人世帯が想定できるであろうと。

また、そういう方の場合ですと、例えば病院等に入院をされますと、家に文書が届いても本人が見る機会がないという形になると思います。そういうケースも想定をいたしまして、個人情報を書けない範囲内で、例えば介護の関係で介護健康課のほうに、こういう文書の場合には、例えばご長男の方とか娘さんの方に送付してくれとか、そういうものは庁内的に調査をいたしまして、それにより対応していきたいと。また、返送されたものにつきましても、最終的には現地確認等も必要になるのかなということで、今のところは想定をいたしております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） ありがとうございます。わかりました。あれは、たしか身分証明というものが必要ですね。その身分証明に関してですけれども、身分証明に関してはお年寄りの方がコピーして出せば、それでいいんでしょうけど、その身分証明も出せないような状況がある場合もあるんですよ。例を挙げますと、DVでお父さんはいると。でも、お母さんとか子供が勝浦にはいない、そういう方もいらっしゃる。そういった方にはどういう給付をしたらいいのか。具体的に、そこまで考えてやらないと、皆さんのほうには回らないだろうと思います。その点、どうなのか。1点、お願いいたします。

それともう一つ、地域活性化緊急安全総合対策交付金についてお聞きしたいなと思います。これは35ページになりますが、中学校費補助金についてであります。この間も財政課長にお聞きしたんですが、地域活性化生活対策臨時交付金制度の要綱ということで来ていたと思います。これに関して、勝浦市は約1億833万円、交付限度額があるということでもありますけれども、これを使って中学校費補助金を出しているという考えでいいのかどうか、その点だけお願いいたします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 確かに、議員ご指摘のように、給付金の給付に当たりまして、本人確認を基本的に必要とするということで、その書類につきましては、今のところ明確には定めておるわけではございませんが、基本的には住民基本台帳関係の窓口でやっておりますように、免許証とか、もしくは保険証、もしくは国民年金手帳とか、そういうものによって確認をしていくという形では、一応考えております。ただ、DV該当者につきましては、過去、勝浦市には申し出のあった方が1名おったんですが、今現在、期限が切れておりまして、基本的には私のほうでつかまえている方は1人もいないわけなんですけど、今後、そのようなケースでご相談があったときに個別対応という形で対応していきたいと。現状におきましては、そのように考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。今回の補正予算に計上させていただきました、まず歳入のほうの35ページですが、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金ということで、これにつきましては国の第1次補正予算で措置されたものでありまして、先ほど補足説明でも申し上げましたけれども、これにつきましては勝浦市は1,264万1,000円の交付というふうに確定されましたので、これは勝浦中学校の校舎の耐震補強及び大規模改修設計業務委託料としての財源充当をしております。

先ほど議員のほうからご指摘がありました地域活性化生活対策臨時交付金の関係につきましては、国の第2次補正予算となりますので、勝浦市、確かに1億833万円の内示があったという状況ですけれども、この事業につきましては、今議会の最終日にこれに関する補正予算を編成いたしまして、上程させていただくということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） まず、一般会計補正で幾つか。歳入なんですけど、財政調整基金繰入金の9,967万3,000円、当初から見ると、これを減額補正すると。1億円に近い財調の繰り入れをもとに戻すと。減債基金の繰り入れを歳入として当初で計上したものを355万6,000円もとへ戻すというふうな予算立てであります。ただ、繰越金については、前年度分、トータル1億8,515万2,000円を全部はたき出したという説明がありました。

勝浦市財政については、私もそれはある意味うなずけますが、二言目には金がない金がないと特に財政当局は言っているのだが、しかし、当初から見た場合に、当初で立てた財調の繰り入れだとか、減債基金の繰り入れだとか、いろいろやったものを戻してもなお1年間の帳じりが合うような、ある意味、好転していると。今も補足説明で当初に見込んだものよりも思わぬ増収があったと、こう言っているんですね。そういう点で、そうであるならば、その財源をプラス補正のほうに持って行って、なぜもっと行政需要にそれを使っていかないのか。全部はたけとは言いませんが、入ったからその分に見合うものは、ちゃっかりまたもとへ戻しちゃうというのでは余りにも芸がない。そのお金はため込めばいいというものではない。それでなくても行政需要は、市長の予算編成方針なんかで必ず言うのは、市民が主人公であり、しかも市民の行政ニーズは今や多岐にわたっているというようなことも言っているし、あるいは12月議会での私とのやりとりの中で、市長が、国保税や水道料金が高いという市民の悲痛な叫びを私も承知しております、こう言っているわけでありまして、そういう中で全部はたけとは言わないが、単に減額じゃなくて、プラスの方向でなぜ予算の補正ができないのか。姿勢の問題として、それを問いたい。その点、まず第1にお聞かせいただきたい。

第2点は、そういう中で歳入では、一企業のと言っていたが、私の認識では関谷の上がり口から上がったところの大成建設の事業停止によるお金だと思う。平成19年度の、つまり去年度の決算委員会に出された資料によれば、大成建設が関谷字下足間地先ですが、要するに1億3,725万800円の猶予税額があったわけで、この辺を中心にして事業をやめたことによって、この猶予が切れて、特別土地保有税として入ってきたんだろうというふうに推測するのだが、そういう理解でいいのかというようなこととあわせて、では、どういう経過の中でこの大成が事業をやめるに至ったのか。そして、特別土地保有税とそれに付随する延滞利子というか、そういうものがどういうふうに区分されて、合計で今度の計上になっているのか。全部それで計上されてきたのか。その点についてもお尋ねをしたいと思います。

同時に、1億二、三千万円ということは、勝浦市の70億円前後の一般会計の規模からすれば、本当に大金ですね。そういう点からすると、猶予されている企業がまだほかにもあるわけです。三井不動産は別としても、そのほかに串浜企画だとか、タカノ商事だとかというようなところもあるわけでありまして、串浜企画などは2億5,865万3,000円の税の猶予がされているわけで、タカノ商事でも2,381万9,600円の税の猶予がされているわけで、こういうことも引き続き勝浦市財政にとっては貴重な財源でありますから、執行部は鋭意努力すべきであろうと。私が言うまでもなく努力はされていると思いますが、改めてここで答弁をいただきたいと思います。

次に、一般会計の土木費でお尋ねしたいんですが、これは土木費ばかりの問題ではないんですけど、たまたま典型的に私が主張したいことが土木費が一番いいわけで、つまり年度末、3月の決算が近づくとつれて不用額が上がってきます。これは最終補正だと思うんですが、今回の補正によって人件費を初めとする物件費も含めて、プラス補正とマイナス補正と出てきてるんですが、たま

たま土木費であらあら見てみますと、款の土木費全体を見て、減額予算が900万円程度出ているんですね。それは河川費もあれば、都市計画費もあれば、住宅費もあるので、項をそのままどうのこの言えませんが、しかし、やり方によっては、できるだけ早目に不用額なり、あるいは入札の結果の残を把握すれば、予算を寄せ集めて、今回の場合で言えば約900万円の新たなあっちこちの仕事ができるだろうというふうに思うんです。これは既に都市建設課ではやっているのは承知しています。でも、なお一層、見込み決算をかなり早目に行っていけば、そのことが可能になってくるだろう。そのことは、単に土木費に限らず、ほかの土木費以外のものは一つの仕事と、またそのほかの仕事とはある意味、性質の違う仕事ですから、それをこちらに流用というのは、技術的にも考え方としても難しいかなとは思いますが、しかし、難しいのばかりではない。やってやれないこと、流用というよりも執行残を集めて、さらにそれを不用額で上げてしまうのではなくて、さらに有効に支出していくということが可能だろうと、こういうせっぱ詰まったというか、財政的に厳しい状況の中では、そういうことも含めて市民の需要に、あるいはニーズに少しでもこたえていくということがぜひ必要だろうと思うんですが、その点について見解をお願いをしたい。

一般会計の給与費明細であります。それに関連して例規集の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中で、1週間の勤務時間が職員の勤務時間は休息時間を除き4週間を超えない期間につき、1週間当たり40時間とするというふうに第2条第1項で定めてあります。最近、新聞紙上で千葉県下の各自治体の勤務時間に関する実態調査が一覧表で出ました。国会でかなり問題になって、話題になった、人事院総裁がテレビに出ていろいろ頑張っていました。その人勧によれば、民間企業と比べて公務員の勤務時間が長い。そういう中で、今の条例上では8時間ですから、週40時間です。これを1日当たり15分の勤務時間を削るといような勧告が出ているはずなんですね。勝浦市は、給与に関して、あるいは諸手当に関しては人勧に基づく変更を行ったが、勤務時間に関しては、12月のときにそのまま過ぎたと思うのです。

そういう中で、これはしばしば言っていることですが、国家公務員に限らず、地方公務員もすべて団結権は持っているけれども、争議権を持ってないと。つまり、ストライキ権を持ってない中で何が頼りだといったら、人事院勧告がある意味、頼りになるわけですから、そこが出したものは理事者側は、当然そこも尊重していくべきだろうというふうに思うんですが、その点、1点は県下の実情はどうなっておるのか。たしか、今、1日を7時間45分で改定してきているところが多くなってきていると私は認識してるんですが、その点の実情はどうか。勝浦市は、どういう考え方に立つのかということをお尋ねしたい。

たしか、勤務時間の改定のときに勝浦市は休息は外したと思うんだけど、まだ休息が生きているとすれば、この条例でいいんだけど、休息をなくしたとすれば、ここにうたっている休息時間を除きという項がどういうふうになってくるのかなと思うので、その点についてもお尋ねをしたい。

次に、国保会計であります。国保会計のまず第1は、歳入の繰越金について補正額はないわけですが、つまり、そうすると、一般会計では補正を立てて、これで全部はたきましたと、さっき財政課長からの説明があったわけですが、国保における7,336万5,000円の繰越金については、補正前の額がそうなんですけど、これで全部繰越金をはたしちゃったのか。はたかないとすれば、残ほどの程度あるのか、この点について、まず最初にお尋ねをしたい。

2番目には、国保会計の診療所勘定なんです。ここで補正というか、直診勘定の診療収入の外來収入が補正前の額で4,459万8,000円計上されているんです。ところが、補正額が1,139万7,000円

の減額、本年度の診療収入を3,320万1,000円としている。つまり、4,400万円から1,100万円減ずるわけですから、4分の1外来収入が当初から見れば減っちゃうよということだと思いのですね。これは、いかにしてもかなりの減る率でありまして、これは特別な理由があるだろうというふうに私は思うんですが、その点についての説明をお願いをしたいと思います。

次に後期高齢者医療特別会計ですが、ここで後期高齢者医療広域連合納付金が1,805万円減額になっている。そうすると、説明欄を見ると、特別徴収保険料が4,000万円減額になってますね。基盤安定拠出金が2,200万円プラスになっていて、差し引き1,800万円ということなんですけど、これは特別徴収保険料で4,000万円の減額とはどういう理由がそこに成り立つのかということですね。この点について後期高齢者でお聞きしておきたい。

次に介護保険特別会計であります。介護予防特定高齢者施策事業費が543万6,000円補正前の額があって、今回の補正が実に353万9,000円の減額、相残りが189万7,000円で540万円から350万円消しちゃうわけですよ。そうすると、これを見ると、生活機能評価検診業務委託料で272万9,000円減らして、運動器機能向上業務委託料で81万円減らす。これは何だ。つまり、当初で組んだ大事な仕事ですね。特定高齢者、つまり65歳から74歳まででしょう。特定高齢者施策事業で健康に機能を発揮して過ごしてもらおうよということで、国でも目玉だったろうし、市だって国保の関係、あるいは後期高齢者医療との関係から言ったら非常に重要な施策であるというふうに、私は大して期待はしてなかったんですが、国では鳴り物入りでやってきた。しかも、こういうふうな、当初から見れば半分以上、約6割減額でしょう。これはどういうことか。この裏にある施策展開はどうなっちゃってるのかというふうに言いたいんですけど、その点についても説明をお願いします。

最後に水道事業会計であります。今回、当年度末処分利益剰余金が2億1,256万2,000円、減債積立金の890万円と合わせて2億2,146万2,000円と、こういうことが予定貸借対照表によればうかがえるわけですが、これは何回も一般質問、その他でやっていますけども、改めて、こういう財政状況は当面、引き続き可能な財政運営になるのかどうか。

いよいよ平成21年度分から地方財政法も変わり、準備期間が1年あったけれども、正式に市も連結決算をやっつかないといけない。連結決算の中では、幾ら一般会計が絞りに絞ったって、企業会計において、あるいは特別会計において赤字欠損が出れば、それが全部一般会計にも反映してくると。勝浦市の財政状況はどうなんだというようなことが公表されていくわけですが、公表されるのは当たり前。そういう意味では連結決算はいいんですけど、一方で、赤字出しちゃいけないという一心で、どんどん歳出を削っていく、あるいは行革を必要以上に進めていくという方向が全国的に出ようとしている中なんですけど、それはそれとして、この決算というか財政状況の推移はどういうふうになっていこうとしているのか、その点についてお尋ねをしておきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） それでは、私のほうから財政調整基金の関係のご質問に対してご答弁申し上げます。ご質問で財政調整基金の繰り入れをやめずに、その財源の一部を活用して、もっと事業

を行うべきじゃないかというようなご質問でありますけれども、今年度は当初に予定していなかった特別土地保有税、あるいは地方交付税の増額交付等によりまして、今回、歳入予算で財政調整基金と減債基金の繰り入れを減額いたしまして、さらに歳出のほうで財政調整基金に1億5,676万4,000円を積み立てる予算をご提案申し上げているところでございます。

この積み立てによりまして、平成20年度末の財政調整基金の残高でございますが、最終日にまた追加補正等もありますので、額は若干変わってくるかとは思いますが、現時点では約3億4,800万円というふうに予定しております。しかし、このうち1億7,070万円につきましては、明日、上程を予定しております平成21年度の当初予算で既に繰り入れを予定しております。これを差し引きますと1億7,700万円ほどしか残らないということになります。これにつきましては、今後の財政需要に対応するために、基金を少しでも多く保有しておきたいというのが財政当局の考えであります。

なお、必要な事業や緊急性のある事業につきましては、その都度、これまでも補正予算等で対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） 私のほうからは特別土地保有税のことについてお答え申し上げます。

まず1点目でございますけれども、財政課長のほうから言っておりました法人1社の関係でございますけれども、これ、議員が先ほどおっしゃいましたとおり、大成建設株式会社でございます。

次に、経過でございますけれども、この関谷地先の土地でございますけれども、平成2年から3年にかけて大成建設株式会社が取得した土地でございます。それが途中で廣健社というところに渡りまして、さらにそれが今回、モダンパシフィックエンタープライズという、これは所有者は英国領バージン諸島ということになっております。ということで、1回は移転しても大丈夫なわけでございますけれども、それ以降の移転ということになりますと、そこで猶予の取り消しということで、今回、課税要件として発生したわけでございます。

1月30日に本税を振り込みいただきまして、役所のほうでは2月12日に入金を確認されたということで、本税のほうについては入金されております。

また、延滞金の扱いでございますけれども、この延滞金の額の確定というのが本税を払っていただいた日までということですので、今回1月30日付で納入いただいておりますので、そこまでに対する延滞金ということが確定しました。

この延滞金の扱いでございますけれども、昨今の経済事情、また土建業界の経営の関係から、当初、少しおまけいただけませんかという話も来ましたが、これは私どもの調べる範囲では、そういう減額とか減免の要件にはなりませんので、全額支払っていただきたいということで話をしております。

全額支払いの中でも納入の方法ということで、平成20年度内で1,500万円、それ以降のものについては2カ年でお支払いということで、今、話を進めてございます。

今回、39ページにございますけれども、延滞金という欄の諸収入で1,499万9,000円を計上してございますけれども、これが大成建設からの延滞金ということでございます。

また、その他、大成建設以外の会社まだ4社ほど猶予しているところがございます。三井不動産と哲夢に関しましては事業が進んでいるわけでございますけれども、あとのタカノ商事、また串浜企画、これについては進行が遅いというように私どもの調査では確認しております。

これからも適正に指導していくつもりでございますけれども、いろいろまだ猶予という認めてある期間がございますので、それによってまた指導のほうを進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、勤務時間に関してお答えを申し上げます。議員ご指摘のように、昨年の人事院勧告で職員の勤務時間につきましては、1日7時間45分、1週間で38時間45分に改定という勧告が出ているのは、ご指摘のとおりであります。

そういう中で、県下の状況ということでございますが、本年の2月時点の調査結果であります、36市中13市が4月1日からの実施を見送っている状況でございます。あわせて、千葉県につきましても4月の実施は見送る。近隣では、御宿町、大多喜町についても未定というふうなお答えをいただいております。

そういう中で、勝浦市の考え方ということでございますが、今回の人事院勧告の中にも勤務時間の短縮に当たりましては、これまでの行政サービスを維持し、かつ行政コストの増加を招かないことということがうたわれております。ほかの市町村におきましても、多分、この辺の状況を踏まえて、まだ検討ということが多いのかなというふうに思っています。実質的な賃金の引き上げというふうになりますし、今のような民間の企業の経営状況等を加味しますと、この時期にそのような状況にするのは市民感情といいますか、市民の理解が得られるかどうかという判断が総合的になされているのではないかとこのように認識はしております。

ただ、過日の職員組合との市長の団体交渉の中でも、この勤務時間を1週間、1日当たりの勤務時間7時間45分にするについての交渉の段階で、その話題も出ました。市長のほうからは、千葉県とか県内の市町村の状況を踏まえて、今後検討していきたいというふうにお答えをしております。

職員としても労働者でありますから、先ほど議員ご指摘のように、勤務時間の短縮につきましては、家庭生活とか、あるいは地域活動の充実とか、広く仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスとよく言われていますが、そういうものを考慮した場合に、今後、市といたしましても、他市の状況等も参考にしながら総合的に判断をしていくべきであるというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、国庫の繰越金につきまして、まずお答えを申し上げます。残金ということでございますけれども、残金は1億292万934円でございます。

次に、診療所の外来収入の件でございますけれども、基本的には近年の動向から申し上げますと、診療収入の減額改定が大きな影響を与えるという形で分析をしております。ただ、当初予算に対しての今回の減額でございますけれども、細部にわたりましては詳細な分析をしておるわけではございませんが、基本的には人数が当初9,329人ほど見込んでおりましたけれども、このままの見込み実績でございますけれども、7,493人ぐらいになるのではないかとこのように考えております。

次に、後期高齢者に係ります保険料の減額理由ということでございますが、後期高齢者につきましては、議員ご承知のように、広域連合のほうで賦課決定権を持っておりまして、本市が提供いたしますデータをもとに人数の増減、また所得の増減、それらを加味して広域連合のほうで決定し、通知を受けたものを私のほうとすれば、それをもとに予算のほうを編成いたしているところでございます。

したがいまして、詳細な分析につきましては、当方で承知しておるわけではございませんが、基本的には4月1日施行後の政府、もしくは与党のプロジェクトチーム等によります特別対策等、これは例えば均等割とか所得割の軽減であるとか、もしくは被扶養者であった方の半年間凍結、もしくは9割による徴収と、そういうものも影響して今回の実質的な見込みからいたしますと、約1,000万円ほどの減額事由が生じているのであろうという形でとらえております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 介護保険特別会計の介護予防事業費に関する予算が減額されているが、この内容についてのご質問でございます。介護予防事業費については、特定高齢者把握のための生活機能評価健診の受診者が当初300人と見込んでいたところ、215人の受診ということで85人少なかったわけでございます。金額で80万円少なかったわけです。当初健診委託項目といたしまして、また計上いたしましたデータ処理業務等の項目が今回削除されまして、金額で195万円の経費がかからなかったということでございます。

また、特定高齢者施策の運動器機能向上プログラムへの参加者を当初、延べで60人と見込んでおったところでございますが、最終的に6人の参加ということでありました。この事業は3カ月間の長期の事業でありまして、その長期の事業に参加が少なかったという形で、金額で80万円ほど少なかったという形で今回、減額補正を計上したものでございます。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。水道事業財政の今後の推移についてのご質問でございますが、平成20年度決算見込みにおきましては、収入関係につきましては給水量の伸び悩みの関係で、前年度比約2,700万円の減、また支出関係につきましては、当初予算で予定しておらなかった漏水事故等への対応などで約600万円の増額となっております。この結果、損益につきましては、当年度純利益は前年度比で約3,500万円減の7,219万4,000円、前年度繰越利益剰余金を加えました利益剰余金につきましては、ご質問のとおり、2億1,256万2,000円となるところでございます。

一方、工事などを行う資本収支の関係におきましては、差し引き不足額が約1億7,700万円生じておりまして、ここに利益の一部を補てんする予定でございます。

このように、収入面では水需要の減少傾向、また支出面では老朽施設の更新需要の増大、このような傾向が今後とも続くものと考えております。引き続き水道財政につきましては厳しい状況であると考えますので、効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁漏れがありましたので、答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の休息の関係であります。休息時間の廃止につきましては、平成18年6月議会にご提案してございますので、後からお読みいただきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 執行残の有効活用についての答弁はありましたかね。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。確かに、工事費等で入札の執行残が、先ほど児安議員のほうから約900万円というふうな数字が出ておりますけれども、その中で担当課としては流用等をいたしまして、住民の要望にこたえるべき仕事、工事をやっております。ただし、この執行残につきましては、12月議会で工事費の補正予算計上した場合に、どうしても発注が1月末ぐらい

になりますので、工期的には2月いっぱいをとりますので、どうしても残が発生するんですが、先ほど議員から見込み決算等が可能であれば、できるんじゃないかというふうなお話もございましたので、平成21年度以降につきましては、そこら辺を財政課のほうと協議をいたしまして検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 一般会計のほうからいくんですが、さっき1回目で漏らしたんですけども、総務費の歳出で45ページの市政協力員報酬、これは説明ではプラス補正は星山という説明があったんですけども、今、市の例規集を探しているのだが、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例のところにあるんじゃないかと思って見ていたんですけど、そちらで出してくれば一番早いのだが、要するに、市政協力員なるものの位置づけというのは、俗に言う、本来の自治会が、勝浦市の場合、例えば私の居住する勝浦区とか、あるいは墨名区とか、あるいは浜勝浦区とか、農村部に行けば、北区とかいろいろあるわけですけど、実質的にみずからが自治組織ですから、そこに居住する区民の人たちの選挙あるいはその他の方法によって選ばれた、俗に言う区長という方が二面性を持ったというか、ほとんどすべて市政協力員という立場を持つてというのが勝浦市の現状なんです。

そうすると、星山と俗に言っていたけど、星山というのはどういう位置づけなのか。独立した自治会には違いないから、そこに市政協力員手当を出すんだと思うんだけど、そうなってくると、私はこの際、そのことがいけないとかいうことは、分かれていったのがふらちだとか、不当だと言うつもりは毛頭ないんですが、本来、自治会ですから、みずからが居住する一つの集団がそこで自治会を構成すれば、それを行政に届け出て市政協力員なるものの任命を受けるということでもいいと思うんですが、その場合に、極端に言えば、二、三世帯しかいない、あるいは10世帯に満たないような自治組織、区であっても市政協力員が1名と。比較の問題だけど、市内の墨名とか、沢倉とか、あるいは浜勝浦とか、勝浦はこのごろ減ってきて中くらいになっちゃっているんですけど、そういう大きなところでも市政協力員が1名しか任命されてない。これで果たして行政側から見て、協力してもらいながらスムーズに市政執行の上で協力体制が整っていつているんだろうかと、私はかねがね疑問に思っている。特に北区なんかにすれば、北区を構成している部落長というんですか、旧法花とか貝掛とか荒川とか、いろいろあって、少なくともその規模の集団に1人の市政協力員なんてものがいることが、行政側にとっても、あるいは市民の側から見ても、いろんな伝達その他についてもそごを来さないということになっていくんだろうと思うんです。星山が独立したことを契機にして、この際、勝浦市のそういう行政と市民のあり方について検討していく必要があるんじゃないかというふうに思うのだが、その点についてどういうお考えを持っておられるのか。

支給規定からいって、星山に支給するということは、どこにも抵触しないかなとちょっと首傾げたんですけど、その辺についてのそちらの提案の考え方についてお尋ねをしたい。

それから、介護保険ですけど、介護保険会計でこういうことだから減額にしたんですよというのは、その説明でわかるんです。ただ、60人を見込んでいたのが6人しか来なかったとか、あるいは400人見込んでいたら相当少なかったとあるんですけど、行政がそれだけ見込むというのは、そのくらいの人数を頭に置きながら、どう特定高齢者の健康を守っていくかという施策ですよ。その施策を本年度、これだけしか来なかったらどういうふうにしていったらいいんだろうと。来ないから来年度から減額した額で、その実績に基づいてやればいいのかということじゃないと思う

んですね。いかに、最初もくろんだ規模の対象が本当にいなかったらしようがないけど、いて、それが参加してこないといったら、どういう工夫をしながら市民を組織していくかということが必要じゃないかと思うんです。そういう点でどういうお考えを持っておられるのか、介護保険について再度お尋ねをしたい。

特別土地保有税なんだが、たまたま今回は執行部の粘りについては、ご苦労についてお察ししますし、延滞金も含めて、延滞金部分は月賦にしても、そこまでちゃんと払ってもらえるというような方向を粘り勝ちというか、聞くところによると、随分協議を重ねて、向こうもまけてくれということが相当あったように聞いています。しかし、そこをそうじゃないんだということで、結果として全部歳入に計上できるような方向を出した。これは非常に精力的な行政の動きを私も評価したいと思います。

ただ、一面、たまたま大成建設だからそういうふうに入ったのかなと、そのこともひとつ作用してるのかなと思うんですけど、そのほかについても注意深く見守っていくということなんだけども、本当に見守っていて、最後、手挙げちゃったときに、もうやりませんよと万一、そういう方向が出たときに、それが今までの猶予、猶予というのは、ただ手組んで待ってるというのが猶予じゃないからね。本当にいろんな情報を集めながら、向こうが仕事をしなくなったら、即、今度は猶予が外れて保有税を払ってもらわなきゃいけないわけですから、今度の経験を生かして、大成建設が支払ったような同じような方法で、きちっとお金が入るといふ方向をどう担保するかというのは非常に難しいところだけれども、その辺、遺漏のないように、ぜひやってもらいたいものだと思うんですけど、税務課長もさることながら、市の首脳部としてその辺のところはどうお考えなのか、ぜひお答えをいただきたいと思います。

勤務時間の問題ですが、確かに、今、市民が塗炭の苦しみの中で生活しているというのは私も十分承知しています。そういうときに、果たして役所の職員だけが時短やっていいんだろうかということもわかります。ただ、さっき総務課長も言われたように、市の職員だって家に帰れば1人の市民ですから、家族もいれば、生活を営んでいるわけですから、そういう中で市の職員だけが、今の経済状況の中で苦しくないということはあり得ないわけで、みんなそれなりに厳しい中で暮らしを立てているわけですから、こういうときだからこそ、少しでも、これは確かに実質賃金が上がるということですね。8時間分の15分だけ、有給で時間が短縮ですから、そうなんだけれども、そういうことも含めて、市民の営業をやっている方も、賃金労働者も何らかの形で、少しでも暮らしに役立つような方向が出るということは必要だろうと。そういう意味で、近隣と合わせなきゃいけないということもわかりますけれども、ぜひ、そういうのも含めて検討をしてもらいたいものだと思うんだが、再度その辺、答弁があれば、お願いをしておきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 行政区の関係でお答えを申し上げます。確かに議員ご指摘のように、行政と区の関係と申しますか、いろいろ問題があることも確かであります。区の運営等には市は関与すべきではないというのが基本的な考えであります。ただ、各区から市政協力員については推薦をいただいております、その方を任命しているというのが現状であります。たまたま現在、すべての区長が市政協力員ということで、議員ご指摘の1人が二面性を持っている形にはなっておりますが、市としては区長に市政協力員の推薦依頼をお願いするわけでありますから、区長以外の方を推薦していただいても一向に差し支えはないと思っております。

今、ご指摘のように、これからの行政と区の扱いといたしますか、区には従来からの歴史がいろいろございまして、行政がどこの区域をもって何々区とするというようなことは言える関係にございません。例えば、先ほどお話がありました北区につきましても、小羽戸、荒川、法花、南山田、貝掛、星山というような、昔それぞれ区が独立していたところを、昭和40年代だと思っておりますが、新しく北区というような一つの区にした経緯もございまして。反対に墨名区でありますけれども、現在約1,130世帯ぐらい、一番大きな世帯になっています。ここも昭和の終わりに、本区とニュー黒潮のほうを分けたらどうかというようなお話ございまして、何回か地元に行ってお話を聞いて調整した経過もございまして。結果的には、単に地域的なものではなくて、歴史の問題とかいろいろあるんで、分区もなかなかうまくいかなかった例が過去にございます。

実質的にどの程度の規模がいいのかというのがあるわけですが、現在、墨名区が約1,130世帯、一番小さな星山で13世帯、四、五年前までは花里という区が総野のほうにありまして、3世帯というところで行政区をつくった例もございまして。何世帯が一番いいのかということは一概に言えないわけですが、基本的にはその区の区民といたしますか、市民といたしますか、行政からいろいろ願います、あるいは区が独自でいろいろ活動する上で、それぞれの区長を中心とした自発的な運営ができれば一番いいのであって、行政としては、先ほど申しましたように、区に關与する考えはありません。

市政協力員の関係につきましては、今回、北区から星山が、1年以上協議してきたようではありますが、結果的には北区から独立するという形で、新たに星山としての区の規約等をつくった上で市のほうに申請がございました。市のほうでその内容を見させていただきまして、1人の市政協力員を任命することに問題はないであろうということで、今回、予算につきましてもお願いをしたのが経過でございます。

勤務時間等に関する関係ですが、議員からご指摘いただきました件につきましても、今後、組合との協議、さらには市内の状況、さらには近隣市町村の状況等踏まえて検討を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 介護予防の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、要介護認定者は今後も増加していくものと考えております。今後、介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者の方たちを特定高齢者といいますけれども、特定高齢者に対する介護予防事業及び要支援者に対する予防給付を今現在、実施しております。その結果がどの程度、要介護認定者の動向に影響してくるのか見極め、また詳細について受給件数等も今現在、検討しておる段階でございます。今後においてもサービス提供に不足が生じないように、供給体制の整備等を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 私のほうから、現在、保有税の猶予されております納税義務者の取り扱いについて申し上げます。先ほど来、担当課長から説明がございましたけれども、基本的にはそういう考え方でございますけれども、いずれにいたしましても、現在、猶予期間中でございますので、それを認めておるわけでございますが、今後、定期的にそれぞれ納税義務者と面接するなどして、最終的には次期の更新時にはそれらの状況を判断して納税を強く求めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 一つは、市政協力員の関係で、原則だけはっきりさせてください。つまり、今度は俗に言う北区という自治会から北区と合併しない前の星山区が独立したから、そこに市政協力員を1人置いてもらうということをやったということですから、そういう市のスタンスということは、例えば、今度新たに、今までどこにも属してなかったミレーニアとか、あるいは、さっき総務課長が言った墨名区の中のニュー黒潮、あるいは若潮台、これは例えばの話で、そこで動きがあるという話は全くつかんでませんから、無責任に言ったと思われても困るんだが、例えば市営住宅を持っている区が、その市営住宅だけが独立するかといった場合に、そこに新たな自治会としての規約がつけられ、市政協力員が必要だというふうに申請が出されたならば、そのことは精査し、検討して、そこにも張りつけることはやぶさかでない、そういう立場で今後進めていくのかどうかということをはっきりさせてもらいたい。

区というと、神社庁というのが昔の防衛庁と同じように国の機関だと思っている市民がいっぱいいて、神社庁から来たんだから、区費の中でお金払うのは当然なんだと、義務なんだと、こういう人がいっぱいいて、それは違うんだと。神社庁という名の宗教団体なんだと。それと同じように、東京の目黒区とか大田区とか新宿区とか、そういう区と同じように考えている市内の市民もたくさんいる。だから、勝浦区とか浜勝浦区というのは動かさないんだというふうに見ている人がいるんですけど、意外と多いのです。全く自治会なんだということで、私も随分、そっちこっちで言うんだけど、その辺の認識がなかなかはっきりしてもらえないということがあるので、いずれにしても、さっきの私の言ったような方向で、もしそういう事例が出た場合に、そういうふうに対処するのかということをお答えいただきたい。

介護予防の関係、そういうことで私も了解しますが、ただ問題は、介護予防の特定高齢者施策事業費が補正前が543万6,000円で減額補正が353万9,000円で、相残りは189万7,000円と、1年間の当初の額に比べて、500万円が100万円単位になっちゃってるから、これはどうなんだということを言いたかったんです。ですから、その辺は見込み違いだとか何とかということは、そういうつもりはありませんが、さっき言ったような趣旨で、鋭意、次年度以降、一層努力していただきたい、これは要望しておきます。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 自治会の関係であります。基本的に議員ご指摘の件について、私どもそういう基本的な考え持っています。具体的にいいますと、先ほど申しあげましたミレーニア、久保山台のほうからももう既に何回か協議に来ております。行政区の区域面積とか世帯数とか基本的な基準は市にはございません。ただ、飛び地といいますか、全体の中の範囲を限定できるものが基本的にありますので、そういうものをご協議の中ではさせていただきたいとは思っております。

もう一点が、自治法改正の、いわゆる地縁団体の関係であります。そういうものをあわせて地区の自治会運営については非常に優位なことがありますので、現在、総務課のほうにご協議をいただいているものについては、自治会の運営あるいは市政協力員の関係、地縁団体の関係ともあわせてご説明をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありますか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） 私のほうから、先ほど前段者からも質疑がございましたけども、この定額給付金について1点だけ確認をしておきたい。ご承知のように、恐らく、今、国会では参議院で否決さ

れても、3分の2の議席のある衆議院では通過可能と、私も認識をしております。さて、そういうこととなりますと、いよいよ定額給付金が市民全般に配布されるわけですが、皆さん、ご承知かどうかわかりませんが、お宅に定額給付金を支払うようになりました。口座番号を教えてください、こういうことで詐欺のような問題が出ていることはご承知のとおりでございます。

そこで私は、当市においても、担当課は大変なことだと思っているわけですが、これは1つの家庭で世帯主だけに口座を確認するような形をとるのか、あるいは、未成年であっても全世帯のそれを把握する、子供たちは口座は持っておりませんが、その辺のことをどういうふう  
に執行部はお考えなのか。

さらに、すぐやっていただきたいことは、まだ確定したわけではございませんけれども、回覧配布などを出して、そういうことは絶対ありませんというような防護策のような対策をとっていただかねばならないと思うんですが、その辺のことを執行部はどのようなふうにお考えなのか、お聞きをしたい。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、定額給付金につきましてお答え申し上げます。基本的には、住民基本台帳関係に係る方々につきましては、世帯主を基本に申請をしていただくという形で考えております。ただ、外国人につきましては、基本的には個人という形で対応したいと考えております。

振り込み詐欺等に対応します関係につきましては、警察のほうとも現在、協議もしております。また、市のほうでも広報等にこういう給付金にかかわります振り込み詐欺についても広報で回覧するようにお願いもしてございます。また、警察のほうでも個々に何らかの形のかかわりがあった際には、振り込み詐欺には十分気をつけてほしいということで、警察のほうもそれについては十分対応していきたいということで聞いておりますので、市のほうからも、また警察のほうからも、このような詐欺行為等が市内で起こらないように対処していきたいと考えております。したがって、議員ご指摘のありましたように、回覧等のさらなる配布等も踏まえて対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はあまりせんか。伊丹富夫議員。

○16番（伊丹富夫君） 今、課長のことを聞いていると、単純に考えているのかなと、このように受けとめたんですが、さて、給付金を配布するということは、勝浦市民の口座を全部行政は把握することができる。万が一、そういうことがないとは思いますが、そういうのが仮になくなったとか、そういうことになると、これは管理責任ということで、行政がまた大変なことになると思うんです。この先、これが決定した場合、日本国内でそういうことが相当はんらんをし、犯罪につながってくるんじゃないかなと、このようなことを危惧しているわけですが、そういうことが本市には絶対ないということを今から注文をつけて、担当課は大変でしょうけども、取り組んでいただきたいなど、このように思っております。その辺、もう一回ひとつご答弁賜りたい。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） ただいまの伊丹議員のご質問につきましては、当然のことでございますので、少なくとも本市におきましては絶対にならないように、最大限の注意を払い、努力してまいりたいというふう考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第6号、以上6件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし議案第6号、以上6件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのであります。ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第2号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第3号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第4号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第5号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（水野正美君） 次に、議案第6号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

## 散 会

○議長（水野正美君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明3月3日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時50分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 市長の行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第1号～議案第6号の総括審議